

担 当	福島労働局 労働基準部
	健康安全課長 針生 達矢
	主任地方産業安全専門官 川又 健一
	健康安全課長補佐 空閑 秀雄
電話024-536-4603(直通)	

死亡労働災害防止に向け緊急要請

— 令和2年4月16日までに13人が死亡 —

新型コロナウイルスの感染拡大が企業活動に影響を与える中、福島県内において死亡労働災害が多発している状況にあるため、福島労働局（局長 岩瀬信也）は、緊急労働災害防止対策を実施することとし、令和2年4月20日から8月31日までの期間を「緊急労働災害防止対策実施期間」と定め、本日、管内の労働災害防止団体等に対して緊急要請を行った。

1 労働災害の発生状況（令和2年1月～4月の死亡者は対前年比9人増加の13人）

令和2年の労働災害による死亡者は、1月から4月16日までに13人（速報値）となり、前年同期（4人）と比較して9人の増加となった。これは、過去10年間で死亡労働災害が最も多かった平成26年と同水準である。

死亡者を業種別で見ると、建設業が5人で最も多く、次いで製造業・小売業（2人）、畜産業・農業・林業及び陸上貨物運送業（1人）となっている。

発生した死亡災害13人の状況を見ると、次のような特徴が認められる。

- 建設業において多数発生している（5人）。
- 高所からの墜落災害が多数発生している（4人）。
- 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害が多数発生している（3人）。
- 一人作業において多数発生している（8人）。
- 高齢者が多数被災している（60歳以上9人）。
- 土曜日に多数発生している（4人）。

2 「緊急労働災害防止対策」における実施事項

（1）各災害防止団体等に対する緊急要請等

県内の労働災害防止団体等に対して、労働災害防止の取組み強化について、文書による緊急要請（別添）を行った。

緊急要請の概要は次の通り。

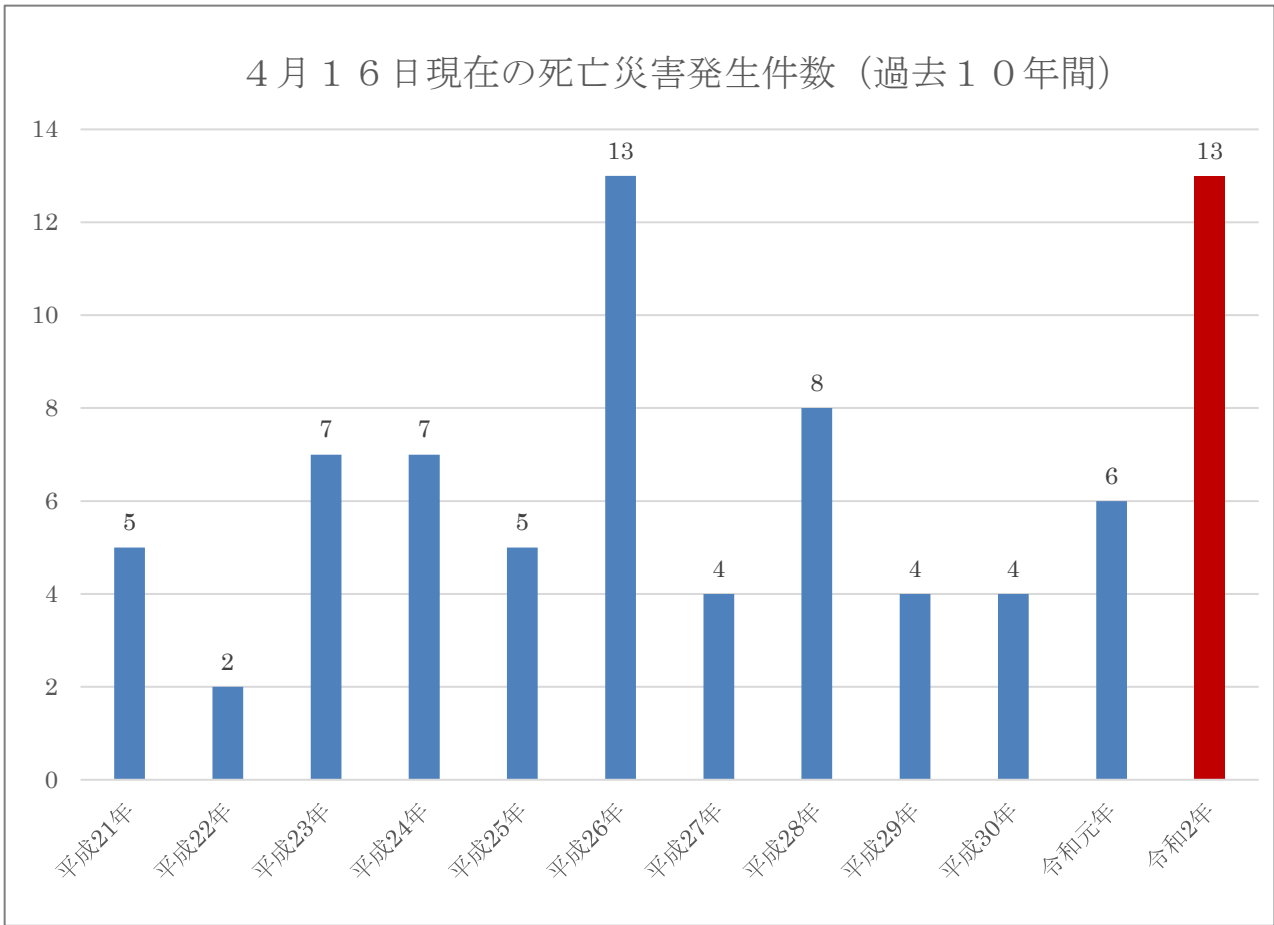
- ① すべての事業場における取組として、経営トップにおける所信表明、安全管理体制等の見直し、一人作業・墜落転落災害及び高齢者等の労働災害防止対策の実施
- ② 建設業、陸上貨物運送業、製造業、林業及び第三次産業における労働災害防止対策の実施

（2）災害多発業種に対する指導

災害が多発している建設業、陸上貨物運送業、製造業、林業及び第三次産業に対し、監督指導やパトロール等による指導を行う。

（3）地域住民に対する労働災害防止についての啓発

参考



添付資料 労働災害防止団体あて緊急要請文書

令和 2年 4月 20日

次の労働災害防止団体の長 殿

（一社）福島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会福島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部

林業、木材製造業労働災害防止協会福島支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島県支部

各地区労働基準協会（県内8地区労働基準協会）

福島労働局長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島労働局では、平成30年度から5年間で死亡者数の15%以上の減少を目標とする「福島労働局第13次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策の強化を図ってきたところですが、令和2年4月16日現在の速報値において、労働災害による死亡者が、過去10年間で最多の13人となり、こうした現状は極めて憂慮すべきものです。

業種別では、建設業で5人、小売業で2人、製造業で2人、畜産業・農業・林業・陸上貨物運送業で各1人となっており、尊い命が失われたことは大変悔やまれるところです。

現下の新型コロナウイルスの感染拡大が企業の経済活動に大きな影響を与える状況ではありますが、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

このような状況を重く捉え、福島労働局においては、これ以上尊い生命が失われることのないよう、福島県内すべての事業場に対し、下記の取組を通して労働災害の防止を呼び掛けることとしており、貴会におかれましても、会員事業場への周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施について、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

記

1. すべての事業場における取組

- （1）経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
- （2）事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- （3）一人作業において災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び危険予知（KY）活動を行わせること。

- (4) 墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- (5) 高年齢労働者による災害が発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- (6) 交通労働災害が発生していることから、安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

2. 主な業種ごとの取組

(1) 建設業

- ア 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）、特に墜落防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- ウ 熱中症予防対策の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(2) 陸上貨物運送業

- ア 交通労働災害防止対策の徹底
- イ 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- ウ 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(3) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 雇入れ時等の安全教育の徹底
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(4) 林業

- ア 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- イ 間伐作業での安全対策の徹底
- ウ 経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(5) 第三次産業

- ア 転倒や墜落災害の防止を徹底するための職場内の危険個所の特定、改善の実施
- イ 重量物取扱い作業、介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ウ 職場の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

令和2年の死亡災害概要

発生日	発生地	業種	年齢	概要
1月29日	須賀川市	新聞販売業	58	新聞配達のため県道をバイクで走行中、国道との交差点で、国道を右側から走行してきた軽乗用車と衝突した。
2月29日	伊達市	燃料小売業	63	ゴミ箱の片付け作業をしていた所長に近付き作業指示を仰ごうとしたとき、後方に振り上げた所長の手が、顎に当たり脳震盪の状態の後方に倒れ、後頭部をアスファルト地面に激突した。
3月10日	金山町	鉄道軌道建設工事業	69	斜面にこぼれた土砂をエアホースにより清掃作業中、上方の岩盤が崩落（長さ約4.5m、幅3.5m）して、岩石（1m×1m×0.6m）の下敷きとなった。
3月13日	須賀川市	その他の建築工事業	63	工場のスレート屋根の上で、屋根の棟部分の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き、約9m下のコンクリート床に墜落した。
3月14日	下郷町	その他の建築工事業	71	建設工事現場での作業終了後、同僚の運転する会社のトラックで国道を走行中、トラックが橋の欄干に衝突した後、沢に転落し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。
3月23日	田村市	畜産業	61	堆肥小屋のポリカーボネート屋根の補修作業中、屋根を踏み抜き、墜落した後で堆肥の攪拌機に巻き込まれた。
3月24日	福島市	電気機械器具製造業	45	工場内で、溶解炉の油圧ポンプの点検補修作業中、溶解炉が傾き、上半身が挟まれた。

令和2年の死亡災害概要

発生日	発生地	業種	年齢	概要
3月31日	福島市	農業	72	果樹畑において農薬散布機を使用して作業中、散布機と立木にはさまれた。
4月10日	喜多方市	建設業	78	屋根の吹き替え作業中、屋根から墜落した。
4月11日	福島市	建設業	69	庭木の剪定作業中、脚立から墜落した。
4月11日	会津若松市	陸上貨物運送業	50	タイヤとホイールの組み換え作業中にタイヤが破裂し、吹き飛んだ部品が激突した。
4月13日	会津若松市	林業	64	立木の伐倒作業中、伐倒しようとした立木の一部が裂けて倒れ、激突した。
4月15日	いわき市	製造業	31	工場内の作業足場上で機械の調整中、足場近くの機械上に転落し、巻き込まれた。